

無線従事者 第三級陸上特殊無線技士【3陸特】養成課程 eラーニング募集案内 【平成30年】

弊社では、総務省東海総合通信局の認定を受け、eラーニング受講による第三級陸上特殊無線技士の養成課程を実施いたします。以下、eラーニング受講による養成課程の受講者募集案内をさせていただきます。

1. この養成課程の概要

無線従事者養成課程は、「無線従事者免許が取れる講習会」であり、規定のカリキュラムをすべて受講し、修了試験に合格すると国家試験合格と同等の扱いとなり、無線従事者免許が受けられます。無線従事者資格のうち特殊無線技士などは、国家試験のほか養成課程によっても取得可能です。

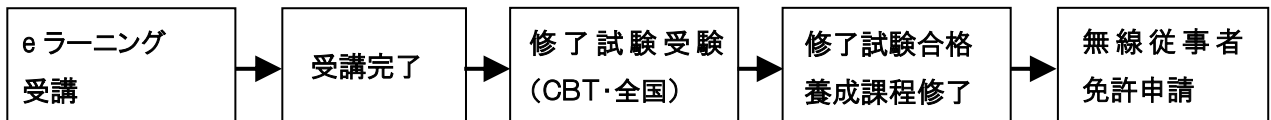
この養成課程は、インターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末でeラーニングによりカリキュラムの全受講を行うことができます。陸上の無線に関する「無線工学」「法規」について時間があるときに基礎から学ぶことができます。

また、受講を完了した後の修了試験はCBT方式(試験会場のパソコンに解答を入力する方式)により全国200箇所以上の試験センターで受験が可能です。修了試験に合格されると「養成課程修了」となり、無線従事者免許申請を行うことができます。

修了された方は、引き続き弊社から管轄の東海総合通信局に受講者様の無線従事者免許申請を行い、公布された免許証をお渡しするまでを一連で行います。

第三級陸上特殊無線技士は、陸上の無線資格の「入門」にあたる資格で、取得しやすい資格といわれています。また、アマチュア無線技士を除く無線従事者資格の取得者は、その資格により甲種消防設備士(特類を除く)の受験が可能です。

・受講開始から免許証受領までの流れ



2. 第三級陸上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第三級陸上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

陸上の無線局の無線設備(レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。)で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- (1) 空中線電力 50 ワット以下の無線設備で 25,010 キロヘルツから 960 メガヘルツ(※1)までの周波数の電波を使用するもの (※1)25.01 [MHz]~960 [MHz]までとなります。
- (2) 空中線電力 100 ワット以下の無線設備で 1,215 メガヘルツ以上(※2)の周波数の電波を使用するもの (※2)1.215 [GHz]以上となります。

3. 養成課程の受講資格

当該養成課程は公募型養成課程(弊社が主催・募集)とし、受講資格要件は次の(1)及び(2)の条件を満たす方です。

- (1) 修了試験の受験時に必要な、次のいずれかの「身分証明書(写真付き)」を所持しており、修了試験会場で提示可能な方

・運転免許証

・小型船舶操縦免許証

・パスポート

・写真付き住民基本台帳カード (個人番号(マイナンバー)カードではありません)

・無線従事者免許証

(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

・工事担任者資格者証

(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

・運転経歴証明書

(ただし、交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年以内のものに限る。)

※上記のいずれかのみ。学生証、社員証、保険証等は不可

- (2) インターネット回線及びインターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末が利用可能であり、インターネット接続のスキル(WEBアクセス、ID及びパスワード入力、画面をクリックして項目選択等が可能)を有する方で、受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方

① 電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない方

② 第三級陸上特殊無線技士(当該資格)、及び第三級陸上特殊無線技士の操作範囲を含む他の資格(下記※)を既に取得されている方

(※) 第三級陸上特殊無線技士の操作範囲を含む資格とは、次の通りです。

【 】内のアルファベットは、免許証番号の資格の記号です。

(a) 第一級陸上無線技術士〔1陸技〕【F】

(b) 第二級陸上無線技術士〔2陸技〕【G】

(c) 第一級陸上特殊無線技士〔1陸特〕【J】

(d) 第二級陸上特殊無線技士〔2陸特〕【U】

(e) 第三級陸上特殊無線技士〔3陸特〕【O】(当該資格)

(f) 第一級総合無線通信士〔1総通〕【A】

(g) 第二級総合無線通信士〔2総通〕【B】

(h) 第三級総合無線通信士〔3総通〕【C】

※次の資格も、第三級陸上特殊無線技士の操作範囲を含みます(2陸特の操作範囲に該当)。

* 特殊無線技士(国際無線電話)〔2陸特の操作範囲〕

* 特殊無線技士(無線電話甲)〔同上〕

* 特殊無線技士(無線電話乙)〔同上〕

* 特殊無線技士(多重無線設備)〔1陸特の操作範囲〕

4. 養成課程の実施期間及び受講期間、標準的な受講期間

実施期間:平成30年1月1日(月)から平成30年12月31日(月)まで

※受付期間は基本的に平成30年12月10日(月)までですが、業務で必要な方等、早急な取得を要する方は、平成30年12月19日(水)まで受付を行います。

受講者の受講期間は、上記の実施期間内で受講開始日から2か月以内となります。受講開始日の希望がある場合は、申込書に記載をお願いします。

受講者は全受講の完了、修了試験(及び修了追試験)受験及び合格までを受講期間(2か月以内)に完了させなければなりません。完了されない場合は失格となり免許が得られなくなります。また、修了試験は、全受講完了後に受験できます。

標準的な受講期間:受講開始から3週間です。(受講期間の目安です。)

主たる実施の場所:

〒468-0058 愛知県名古屋市中区天白区植田西2-110-1 株式会社ベータテック

※主たる実施の場所には、事務処理担当部署、講師等が配置されております。

5. 養成課程の授業科目及び授業時間(規定時間数による)

養成課程の資格	授業科目	授業時間
第三級陸上特殊無線技士	無線工学	2時間
	法規	4時間

※上記の実際の授業時間は、無線工学・法規のテキスト・テスト・練習問題の学習ペースにより、無線工学:2時間、法規:4時間よりも長くなる可能性があります。

6. 養成課程の受講に必要なシステム

養成課程の受講は、eラーニングのシステムを使います。eラーニングに必要なシステムは次の通りです。

(1)利用可能なインターネット回線(有線LAN、無線LAN等)

(2)インターネット接続ができ、ブラウザソフトでホームページが閲覧可能であり、電子メールの送信・受信が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末

※電子メールアドレスがeラーニングの受講IDとなるため、電子メールアドレスがないと受講できません。
また、受講には1名様毎に異なる電子メールアドレスが必要です。お申込みいただく際の申込書には、受講者本人のみが使用する電子メールアドレスを必ず記載してください(スマートフォンのアドレスも可)。

7. 受講申込・受付・受講開始・必要書類送付まで

(1) 受講のお申し込みは、弊社ホームページのリンクから申込フォームを開いていただき、必要事項をご入力ください。(申込書リンクは下記17をご参照ください)。

あらかじめ弊社からの電子メール(@b-tec.jp)が受信できる設定にしておいてください。また、添付ファイルも受信できる設定にしておいてください。

(2) 弊社にて申込内容をご確認させていただき、請求書をお送りさせていただきます。お支払い期日までに受講料をお支払いください(銀行振り込みです。手数料はご負担願います)。

※お申込の受付処理は平日9:30~18:00となります。

(3) 弊社にてお振り込みが確認できましたら、受講のご案内等を送付させていただきます。eラーニング受講のID等は電子メールの添付ファイルにて通知させていただきますので、受講を開始してください。

受講開始時には、学習の補助用に「印刷版テキスト(白黒印刷)」も郵送いたします。

※受講開始希望日ありの方は、受講開始希望日になるとeラーニングの受講IDが使用可能になります。

(4) (3)の到着後、10日以内に下記の書類を弊社に郵送いただきます。

・証明写真(同じもの2枚分 縦3cm×横2.4cm 裏面に氏名・生年月日をメモ)

・無線従事者免許申請書、及び申請に必要な書類(受講開始後、ご案内させていただきます)

※証明写真は、免許証の写真にも使用されます。(ご提出日の前3カ月以内に撮影されたもの)

※証明写真は、2枚分がカットされていない状態でお送りいただきます(個別カットは弊社で行います。)

8. 受講中の質問、問い合わせ等の対応

受講開始後、受講者様には質問フォーム(文書の形式)をお送りしますので、質問フォームを基本に、弊社担当まで電子メールにてお送りください。弊社より電子メールにて回答させていただきます。

9. 受講完了から修了試験受験まで

eラーニングによる受講開始後、受講完了された方は、修了試験受験を希望する旨を弊社にご連絡いただきます。弊社で受講完了条件の確認の上、修了試験受験の要件を満たしている場合は、受験予約の処理に移ります。

※受講完了条件やチケットの発行等については、受講開始後にご案内いたします。

※修了試験は、受講期間内に受験しなければなりません。

修了試験の受験は、基本的にCBTによる受験をお願いします。

CBTによる修了試験を受験される方は、予約の前に株式会社シー・ビー・ティ・ソリューションズ(CBTS)にユーザー登録を行っていただき、システムにログインの上、会場並びに日時選択による受験予約を行っていただきます。

既に、CBTSの試験を受験された方は、その登録時のIDとパスワードが使用できます。

<http://cbt-s.com/index.html>

受験予約を変更される場合は、必ず事前にCBTSのシステムで予約変更処理を行っていただきます。平日はCBTSのコールセンターに問い合わせも可能です。

(予約変更なく試験を欠席された場合は不合格となります。)

特に(諸事情で)、筆記による修了試験を希望される場合は、会場は名古屋市天白区、東京都荒川区の2会場のみとなります。筆記試験の手配等は相談の上、個別対応とさせていただきます。

10. 修了試験会場における身分証明書確認について

受講者本人以外の受験防止のため、修了試験会場では、当日、3. (1)の身分証明書の現物を確認させていただきます。

11. CBTの修了試験会場について

修了試験会場は、全国200箇所以上となります。

詳細は、CBTSの試験会場サイトをご参照ください。

<http://www.cbt-s.com/examinee/testcenter/>

12. 修了試験の受験科目及び試験時間、合格基準(電波法関係の告示による)

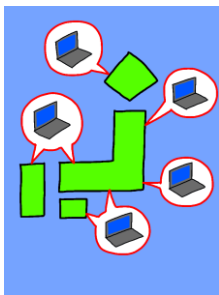
養成課程の資格	試験科目	試験時間	合格基準
第三級 陸上特殊無線技士	無線工学	45分	ともに 60点以上/100点満点
	法規	45分	

※修了試験では、受講した内容の中から問題が出題されます。

※修了試験は、選択式の問題が出題されます。択一式(正しいものを1つ選ぶ、又は誤っているものを1つ選ぶ)、又は多肢選択式(複数の選択肢から該当するものを複数選ぶ)が基本となります。

※無線工学及び法規の試験は、全体で1時間30分の試験時間として実施されます。

問題数は無線工学:10問、法規:10問です。



13. 修了試験に不合格となった場合

修了試験に不合格となった場合は、再受講(規定あり)を行っていただき、再受講が完了していれば、修了追試験を受験できます(有料)。修了試験時同様に、CBTによる受験が可能です。

※再受講やチケットの発行等については、受講開始後にご案内いたします。

※修了試験後、受講者は1回のみ修了追試験を受験することができます。

※修了追試験は、受講期間内に受験しなければなりません。

14. 修了試験又は修了追試験合格後、免許証交付まで

受講期間内(受講開始から2ヶ月以内)に修了試験、又は修了追試験に合格された場合は、ご提出いただいた書類により、弊社から管轄の東海総合通信局に「第三級陸上特殊無線技士」の免許申請を提出いたします。

修了試験(又は修了追試験)の合格から免許証交付までは概ね5週間を要します。

免許証は、弊社から受講された方々へ特定記録郵便にて郵送させていただきます。

15. 受講期間終了時、修了できなかった場合

受講期間(2ヶ月間以内)に受講完了及び修了試験合格ができなかった場合は、失格となり、免許が受けられなくなります。失格後は、弊社の規定により、新たな期間(2ヶ月間以内)で再受講いただくことが可能です(追加費用が必要です)。また、失格後、再受講をされない場合は、受講料のうち一定金額をご返金させていただきます。(ご返金は、修了試験受験の有無等により異なります。)

追加料金による再受講、及び失格後のご返金の金額は、失格後に受講者様あてにご連絡させていただきます。ただし、追加料金及びご返金は失格の日から1ヶ月以内の申し出に限り有効となり、1ヶ月を超えた申し出の場合は、新規の受講扱い(料金)とさせていただきます。

16. 受講料等

19,300円(税込) ※受講料には、無線従事者免許申請の印紙代を含みます。

※修了試験不合格の方は、別途 修了追試験受験料 4,860円(税込) がかかります。

17. お申込み・問い合わせ先(弊社連絡先)

お申込みは、こちら(弊社ホームページ)の申込フォームをご利用願います。

・申込フォーム https://sec26.alpha-it.net/b-study.jp/rikutoku/regist/3rikutoku_regist.html

お問い合わせは、株式会社ベータテック 3陸特eラーニング担当まで お願いいたします。

電子メール 3riku(at)b-tec.jp 電話番号(養成課程担当) 052-685-7909

※電子メールおよび電話でのお問い合わせのご対応は平日9:30~18:00となります。

※迷惑メール防止の対策をしております。(at)の部分を@に変更の上、お送りください。

18. 補足

第三級陸上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の操作が可能です)

- ・**各種業務用無線**… 消防無線、警察無線、鉄道無線、防災行政無線、タクシー無線(配車)、アマチュア無線のガイダンス局 等
- ・**実験試験局**… 通信抑止装置(劇場等の携帯電話抑止装置)、山岳遭難捜索システム(ディテクター) 等
- ・**無人移動体画像伝送システム**… 陸上移動局や携帯局の無線局免許が必要なもの(携帯局の免許が必要なドローンの無線設備もあります。また、陸上移動局の無線局免許が必要なロボットや建設機械なども今後利用される可能性があります。)

<操作範囲について 参考>

※「空中線電力」とは、電波の送信電力(送信機出力の電力)です。

※「陸上の無線局」には、海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局、基幹放送局、アマチュア局は含まれません。

※「外部の転換装置」とは、無線機のスイッチやつまみ類です。

※「電波の質に影響を及ぼさないもの」とは、「外部の転換装置」(=無線機のスイッチやつまみ類)を操作しても、電波の質(発射される電波の周波数のズレ・電波の幅(広がり)、不要な周波数成分の強さ)が変化しないことです。

※「空中線電力」は「電波の質」には含まれていないため、無線機のスイッチやつまみ類を操作した場合に「空中線電力」が変化するものの操作は可能です。

※「技術操作」とは、電波を発射・停止する操作とお考えください。

※陸上に開設した無線局(海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに航空地球局(航空機の安全運航・正常運行に関する通信を行うものを除く。))の通信操作(マイクで話す等)については、無線従事者資格を要しない簡易な操作とされています(電波法施行規則第33条)。

以上